

実 用 化 推 進 委 員 会 規 程

令和 8 年 7 月 7 日制定

一般社団法人建設 R X コンソーシアム

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人建設 R X コンソーシアム（以下「本会」という。）定款および委員会規程（総則）に基づき設置する実用化推進委員会（以下「本委員会」という。）について、その目的、所掌事項、構成、運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(設置趣旨および役割)

第 2 条 本委員会は、本会の分科会活動を通じて開発された技術について、実用化・普及展開を進める段階における課題を整理し、分科会および関係委員会と連携しながら、横断的な支援および検討を行うことを目的とする。

2 本委員会は、技術の市場把握、PoC の推進、体制構築、資金調達その他実用化に向けた検討事項について助言・支援を行うものであり、特定の会員又は第三者に対して権利義務を決定又は強制する立場には立たない。

(所掌事項)

第 3 条 本委員会は、主として次に掲げる事項について検討および支援を行う。

1. 分科会において実用化段階にある技術の整理および横断的な課題抽出
2. 市場ニーズの把握および実用化可能性に関する検討支援
3. PoC（概念実証・実用段階検証）の推進およびモデルケースの検討支援
4. 実用化に向けた体制構築、契約、知的財産、法令遵守等に関する検討支援
5. 公的資金の活用その他資金調達方策に関する検討支援
6. 前各号に付随する事項

(位置づけ)

第 4 条 本委員会は、理事会の下に設置される委員会とし、その活動状況および検討内容については、必要に応じて理事会に報告するものとする。

2 本委員会は、理事会の意思決定権限を代替するものではなく、実用化推進に関する方針決定、事業主体の決定、契約条件の最終決定等は、関係する会員等の自主的判断および理事会の決議に委ねられるものとする。

(構成)

第5条 本委員会は、理事会を構成する会社に所属する社員のうち、委員長が指名する委員をもって構成する

2 本委員会の委員長および副委員長は、理事会が指名する。

3 本委員会には、必要に応じて事務局を置き、委員会の運営を補佐する。

(ワーキンググループ)

第6条 本委員会は、その所掌事項を円滑に遂行するため、必要に応じて、本委員会の下にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの名称、目的、構成および運営方法その他必要な事項については、本委員会が別に定める運用要領によるものとする。

(他委員会および分科会との連携)

第7条 本委員会は、分科会、運営委員会その他の委員会と必要に応じて連携し、実用化推進に関する情報共有および支援を行うものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程は、委員会規程（総則）および定款の趣旨に反しない範囲において、理事会の決議により変更することができる。

(補則)

第9条 この規程に定めのない事項については、定款、委員会規程（総則）および関係法令の定めるところによる。